平成２２年（フ）第５６２号
北九州市小倉北区神岳２丁目４番13―305号
債務者　吉本　礼子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５７５号
北九州市八幡西区日吉台３丁目26番16―411号
債務者　東島　　進
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５７６号
北九州市八幡西区日吉台３丁目26番16―411号
債務者　東島由美子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５９３号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番１―201号
債務者　松尾　伸介
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５９４号
北九州市小倉北区中井５丁目１番17―304号
債務者　松尾　智子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５９５号
北九州市小倉北区下富野１丁目４番44―201号
債務者　山内　　学
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６４５号
北九州市小倉北区大畠１丁目３番３号
債務者　陳　　今玉
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１７２号
宮崎市田野町乙10905番地52　県営住宅77―201―６
債務者　谷川　照子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０８号
宮崎市佐土原町上田島8533番地６
債務者　久島　章裕
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７７号
福島県郡山市富久山町福原字大師前12番地の27
債務者　横田　誠司
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
福島県郡山市富久山町福原字大師前12番地の27
債務者　横田　春美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
福島県安達郡大玉村大山字六社山47番地31
債務者　渡邉　　学
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
福島県郡山市大槻町字原田北13番地の３　センチュリーハイツ103号
債務者　阿部　　博
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
福島県郡山市昭和１丁目４番32号　コーポ藤川208号
債務者　本郷なつみ
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
福島県郡山市小原田３丁目21番25号　あすなろ荘106号
債務者　山田　勝司
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第７３６号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地64棟809号
債務者　石橋　裕一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５５号
神戸市垂水区平磯２丁目２番13―208号
債務者　小路　敏和
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部